

食安輸発第1007004号
平成20年10月7日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

中国産植物性タンパクの取扱いについて

標記については、平成20年4月1日付け食安輸発第0401004号により通知したところですが、大豆たんぱく等のタンパク含量の高い植物性タンパクについてメラミンが混入されている可能性があることから、今後は下記のとおり取り扱うこととしたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

なお、平成20年4月1日付け食安輸発第0401004号は、本通知をもって廃止します。

記

1. 実施期間

平成20年10月7日～平成21年3月31日

2. 対象食品

中国産の米、小麦、大豆等を原料とするタンパク（グルテンを含む。）を主要な原料とする食品

3. 検査項目及び頻度

- (1) 平成20年4月1日以降、メラミンの検査に係る検査実績のない2の食品について、輸入者に対してメラミンに係る自主検査を実施するよう指導すること。
- (2) 継続的に輸入される場合にあつては、平成20年3月31日付け食安輸発第0331004号に基づき、モニタリング検査を実施すること。

4. 検体採取方法

平成20年3月31日付け食安輸発第0331004号 別添の別表第2「添加物②不均一に分布するもの」により検体を採取し、横浜検疫所及び神戸検疫所輸入食品・検疫検査センターにおいて試験を実施すること。

5. 検査方法

「食品中のメラミンの試験法について」（平成20年10月2日付け食安監発第1002003号）によること。

6. モニタリング検査実施検体数

119件

7. その他

検査によりメラミンを検出した場合にあつては、食品衛生法第10条違反として措置すること。

なお、通知後すみやかに検査を実施すること。